

基準B 4 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

第1 基準の適用範囲

次の1から3に掲げる防火対象物であって、特定一階段等防火対象物以外のものに適用される。

- 1 次に掲げる防火対象物のうち、延べ面積が300㎡未満のもの。(第B 4-1図参照)
 - (1) 令別表第1(2)項ニに掲げる防火対象物
 - (2) 令別表第1(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)及び(6)項ロに掲げる防火対象物
 - (3) 令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)
- 2 政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物で延べ面積が300㎡未満のものうち、次の防火対象物の用途に供される部分が存するもの。(第B 4-2図参照)
 - (1) 令別表第1(2)項ニに掲げる防火対象物
 - (2) 令別表第1(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)及び(6)項ロに掲げる防火対象物
 - (3) 令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)
- 3 政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物で延べ面積が300㎡以上のものにあつては、小規模特定用途複合防火対象物(政令第21条第1項第8号に掲げる防火対象物を除く。)であつて、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分(政令第21条第1項第5号及び第11号から第15号までに掲げる防火対象物の部分を除く。)及び規則第23条第4項第1号へに掲げる部分以外の部分が存しないものに限る。(第B 4-3図参照)
 - (1) 令別表第1(2)項ニに掲げる防火対象物
 - (2) 令別表第1(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)及び(6)項ロに掲げる防火対象物
 - (3) 令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

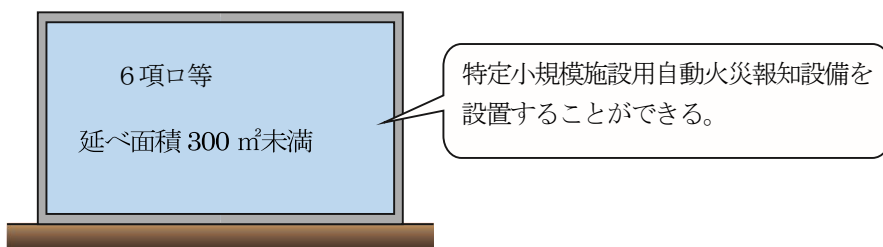
注：上記運用に当たっての法令について

- ※ 小規模特定用途複合防火対象物とは、規則第13条第1項第2号により規定するもので、令別表第1(16)イに掲げる防火対象物のうち、同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、当該部分が存する防火対象物の(当該(16)項イの防火対象物)の延べ面積の10%以下、かつ、300㎡未満であるものをいう。
- ※ 政令第21条第1項第8号に掲げる防火対象物を除く。
 - ・令別表第1のうち、(18)項から(20)項を除く面積規模などにより、自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物(政令第21条第1項第1号から第7号まで)以外の建築物その他工作物で、指定可燃物を500倍以上貯蔵、取扱うものは除かれる。
- ※ 政令第21条第1項第5号及び第11号から第15号までに掲げる防火対象物の部分を除く。
 - ・下記の①から⑥に掲げる防火対象物の部分は除かれる(詳細一部略)。
 - ① 令別表第1(16)の3項(建築物の地階)に掲げる防火対象物のうち、特定防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が300㎡以上のもの(第5号)
 - ② 令別表第1に掲げる建築物の地階、無窓階又は3階以上の階で、床面積が300㎡以上のもの(第11号)

- ③ 令別表第1に掲げる防火対象物の道路に供される部分のうち、床面積が屋上部分は600㎡以上、その他の部分は400㎡以上のもの（第12号）
- ④ 令別表第1に掲げる建築物の地階又は2階のうち、駐車のために供する部分の階の床面積が200㎡以上のもの。（第13号）
- ⑤ 令別表第1に掲げる防火対象物の11階以上の階（第14号）
- ⑥ 令別表第1に掲げる防火対象物の通信機器室で、床面積が500㎡以上のもの（第15号）
- ※ 規則第23条第4項第1号へに掲げる部分（感知器の設置がいない部分の規定）（詳細略）
- ・ 小規模特定用途複合防火対象物（特定用途が10%以下、300㎡未満）のうち
 - ① 令別表第1(2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)、(6)項ロ及び(6)項ハ(利用者を入居、宿泊させるものに限る。)に掲げる防火対象物の用途に供されるもの以外で、次のア、イの床面積が500㎡未満のもの。
 - ア 令別表第1以外の用途（一般住宅など）
 - イ 令別表第1(1)項、(2)項イからハ、(3)項、(4)項、(5)項ロ、(6)項イ(4)、(6)項ハ（利用者を入居、宿泊させないもの。）、(7)項から(10)項、(12)項、(13)項イ及び(14)項の用途
 - ② 令別表第1(2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)、(6)項ロ及び(6)項ハ(利用者を入居、宿泊させるものに限る。)に掲げる防火対象物の用途に供されるもの以外で、次のア、イの床面積が1000㎡未満のもの。
 - ア 令別表第1以外の用途（一般住宅等）
 - イ 令別表第1(11)項及び(15)項の用途

注： 上記、①、②に供される部分の床面積が、小規模特定用途複合防火対象物において、最も大きいものである場合は、その用途と、令別表第1(2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)、(6)項ロ及び(6)項ハ(利用者を入居、宿泊させるものに限る。)の合計が500㎡未満（②については1000㎡未満）のもの。これらは、従前からみなし規定を適用した場合であっても、特定用途の場合は300㎡以上、非特定用途の場合は500㎡又は1000㎡以上の延べ面積等があれば、自動火災報知設備が設置義務となっていたものであるため除かれている。なお、特定用途の300㎡以上は、小規模特定用途複合防火対象物の要件による。

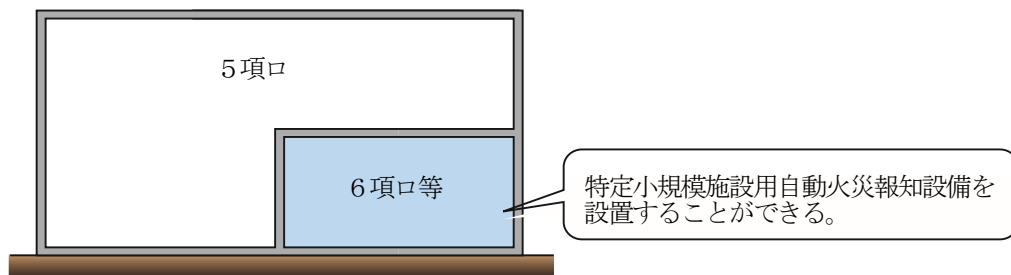
第B4-1図
(特定小規模施設)



注 「6項ロ等」とは、政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分をいう。

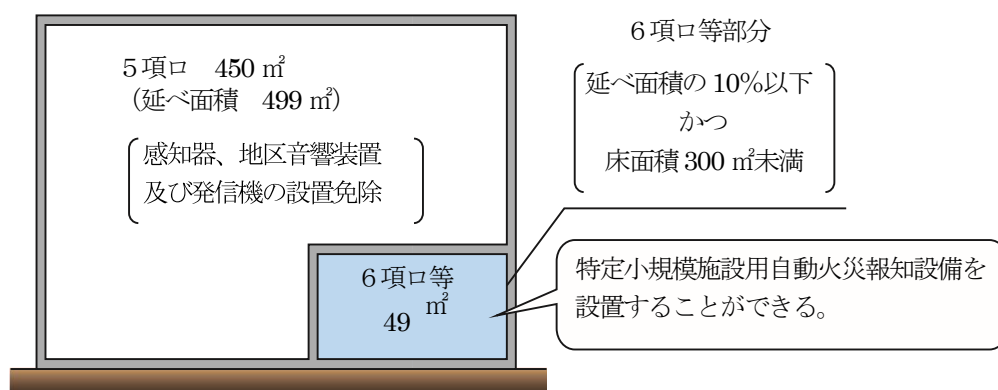
第B4-2図

(特定小規模施設 ((16) 項イ) 延べ面積 300 m²未満の場合の例)



第B4-3図

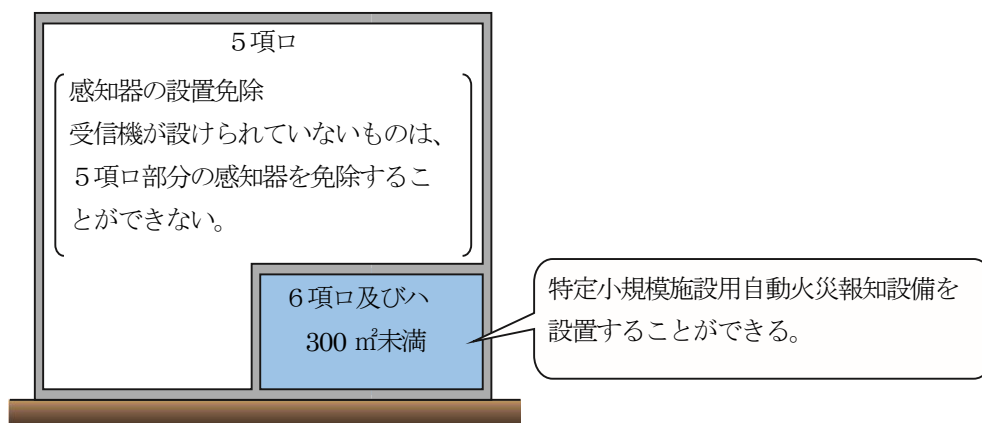
(小規模特定用途複合防火対象物 ((16) 項イ) 延べ面積 300 m²以上の場合の例)



第B4-4図

特殊な場合 (第1基準の適用範囲における条件以外の場合)

(複合型居住施設用自動火災報知設備 ((16) 項イ) 延べ面積 500 m²未満の場合の例)

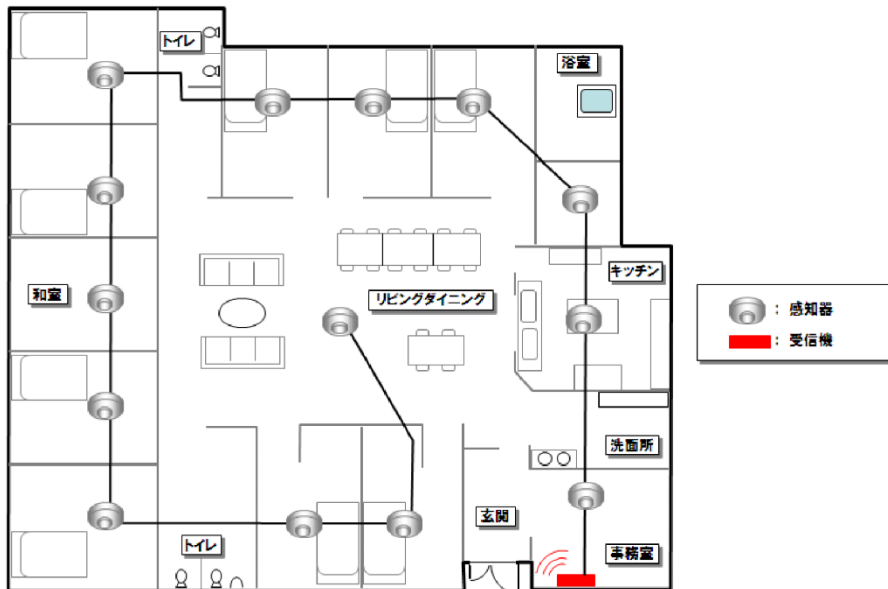


注： この場合の令別表第1 6 項ロ及びハに掲げる防火対象物については、有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は共同生活援助を行う施設に限る。

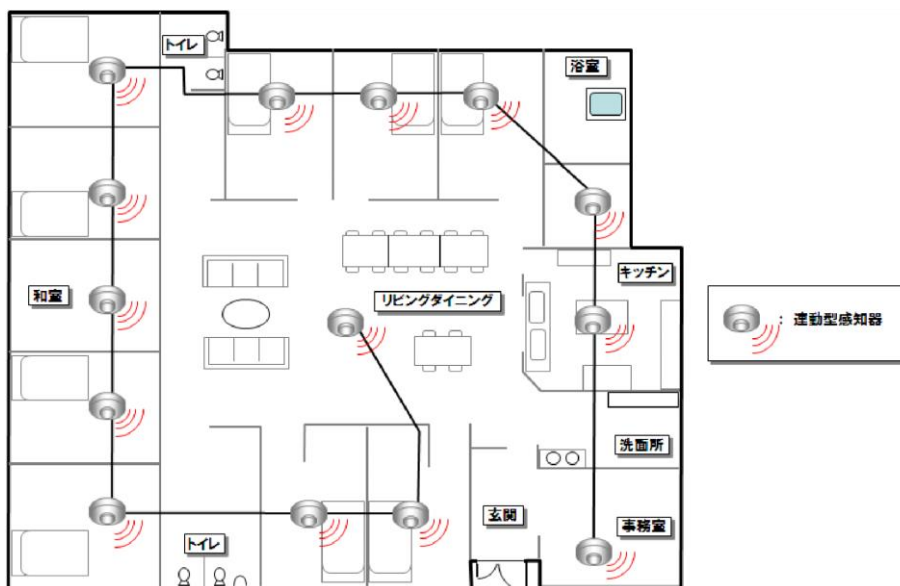
第2 主な構成例

特定小規模施設用自動火災報知設備は、次のようなものが想定される。

- 1 P型2級受信機のうち接続することができる回線が一の受信機を設けたもの。(第B4-5図参照)
第B4-5図

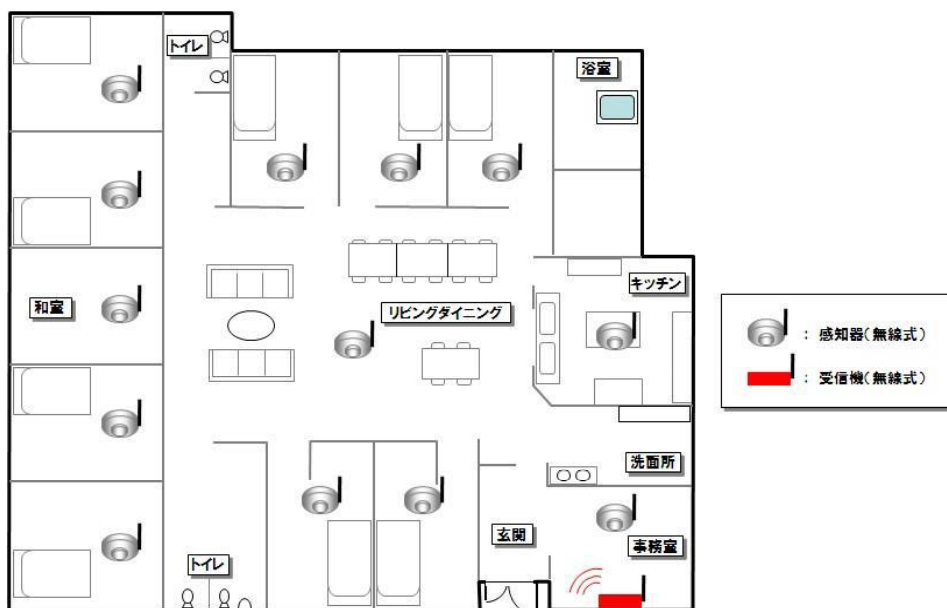


- 2 連動型警報機能付感知器によるもの。(第B4-6図参照)
第B4-6図



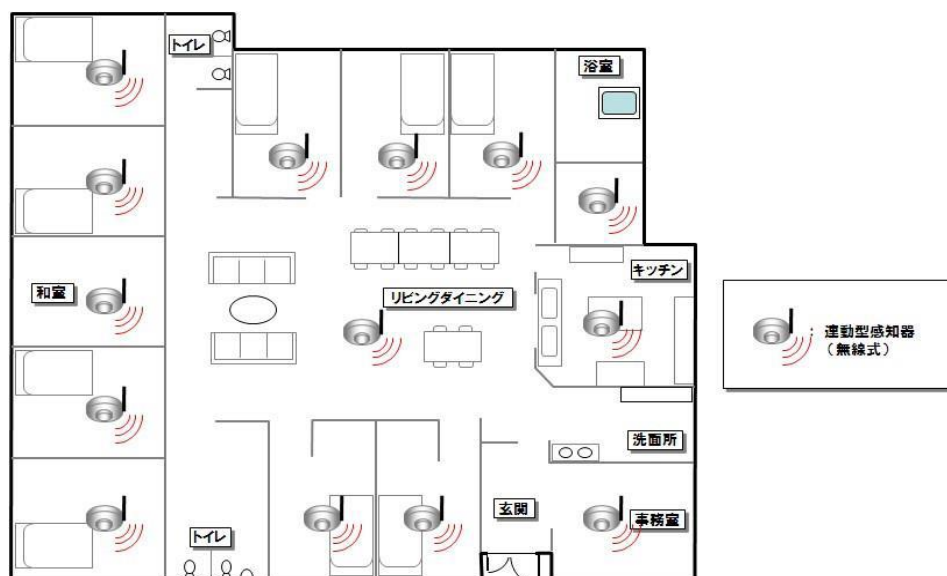
3 無線式の感知器及び受信機によるもの（第B 4－7 図参照）

第B 4－7 図



4 無線式の連動型警報機能付感知器によるもの（第B 4－8 図参照）

第B 4－8 図



第3 警戒区域

警戒区域とは、火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいい、次によること。

1 令第21条第2項第1号及び第2号の規定の例によること。

① 一の警戒区域の面積は600㎡以下とすること。ただし、主要な出入り口から見通すことができる場合は1000㎡以下とすることができる。

※ 当該設備を設置することができる適用範囲より、一の警戒区域が300㎡以上となることは考えられない。

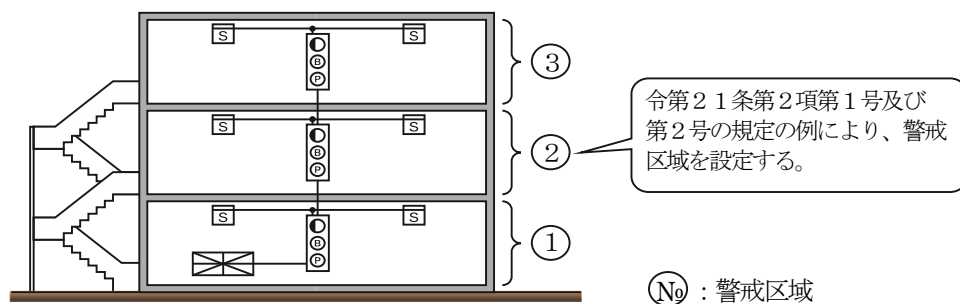
② 一の警戒区域の一辺の長さは50m以下であること。

③ 一の警戒区域は原則として階ごととすること。（第B4-9図）ただし、2の階にわたる特定小規模施設のうち、一の警戒区域の面積が500㎡以下で、当該警戒区域の一辺の長さが50m以下のものである場合は、階段室等を含めて全体を一の警戒区域とすることができる。（第B4-10図参照）

2 前1のほか、警戒区域は各論第1基準24を準用すること。

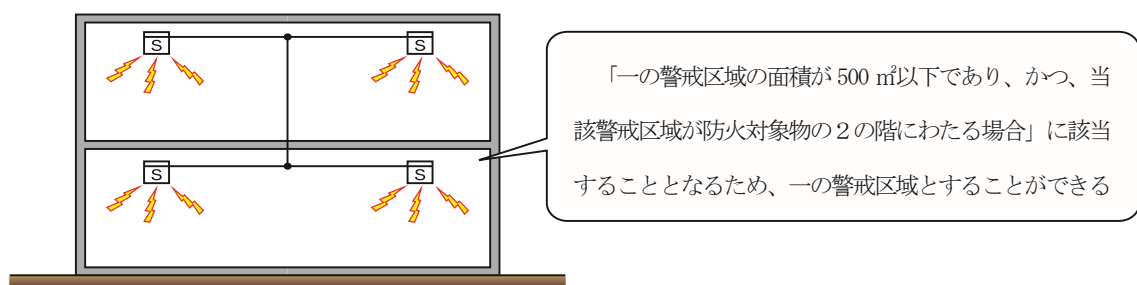
第B4-9図

（3階建ての場合の例）



第B4-10図

（2階建ての場合の例）



第4 受信機

受信機は、次によること。

1 受信機は、規則第24条第2号（ハ及びチを除く）、第6号から第8号まで及び規則第24条の2第1号の規定の例によること。

2 受信機は、規則第12条第1項第8号に規定する防災センター等に設けること。なお、防災センター等に類する場所がない場合は、火災表示を容易に確認できる場所（廊下等）に設けること。

3 令別表第1(2)項ニが存する防火対象物については、受信機に再鳴動機能付のものを設けること。

- 4 連動型警報機能付感知器であって、警戒区域が一つの場合については、受信機を設けないことができるものであること。
- 5 前、1から4のほか、各論第1、基準24を準用すること。

第5 感知器

感知器は、建物の構造等に鑑み、逃げ遅れ防止の観点で特に重要と考えられる場所に設けるもので、次によること。

1 感知器の選択

- ① 特定小規模施設用自動火災報知設備に用いることができる感知器は、スポット型感知器又は炎感知器であること。
- ② スポット型感知器を壁面に設置する場合は、有効に火災の発生を感知することができるように設けなければならないため、特に定温式のものについては、公称作動温度が65℃以下で特殊のものとする。
- ③ 感知器の設置に関する種別等の選択については、消防法令の規定によるほか、各論第1、基準24第3を準用すること。ただし、特定小規模施設のうち、令別表第1(6)項ロ又はハに存する台所については、特に一般住宅における規模及び環境に類するものであることに鑑み、当該各論第1、基準24第3、第24-2表備考欄中の「厨房、調理室等で高湿度となるおそれのある場所に設ける感知器は、防水型感知器を使用すること。」とある場所には原則該当しないものとして取扱っても差し支えないこと。

2 感知器の設置場所

- ① 建基法第2条第4号に規定する居室及び床面積が2㎡以上の収納室の天井又は壁の屋内に面する部分に設置すること。（天井のない場合は、屋根又は壁の屋内に面する部分。）ただし、壁面に設ける場合は、床面積が30㎡以下のものに限ること。
- ② 倉庫、機械室その他これらに類する室の天井の屋内に面する部分に設置すること。（天井のない場合は、屋根の屋内に面する部分。）
- ③ 令別表第1(2)項ニに掲げる防火対象物又はその部分が存する特定小規模施設の内部に設置されている階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの（以下、廊下等という。）の天井の屋内に面する部分に設置すること。（天井のない場合は、屋根の屋内に面する部分。）

3 感知器の設置方法

感知器は、規則第23条第4項各項（第1号ハ、第4号から第5号まで、第7号ニ、第7号の2、第7号の3、第7号の5、第7号の6及び第9号を除く。）及び同条第5項から第7項まで、規則第24条第7号並びに規則第24条の2第2号の規定の例によるほか、次によること。

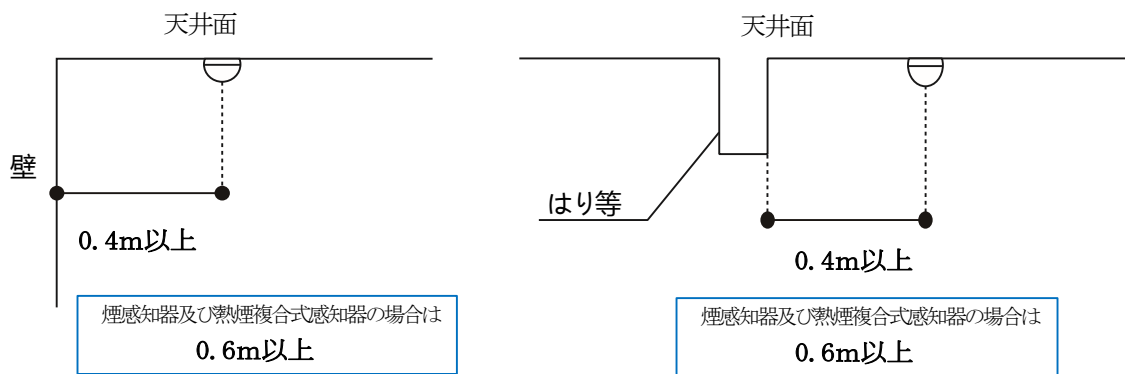
- ① 差動式スポット型、定温式スポット型又は補償式スポット型その他の熱複合式スポット型の感知器は次のア、イのいずれかにより設けること。
 - ア 壁又ははりから0.4m以上離れた天井の屋内に面する部分（第B4-11図参照）
 - イ 天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置にある壁の屋内に面する部分（第B4-12図参照）
- ② 煙感知器は、次のア、イのいずれかにより設けること。
 - ア 壁又ははりから0.6m以上離れた天井の屋内に面する部分（第B4-11図参照）
 - イ 天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置にある壁の屋内に面する部分（第B4-12図参照）

- ③ 熱煙複合式スポット型感知器は廊下等を除き、感知区域ごとにその種別及び取付け面の高さに応じて、規則第23条第4項第3号ロ及び第7号ホの表で定める床面積のうち最も大きい床面積につき1個以上の個数を、火災を有効に感知するように設け、かつ、次のア、イのいずれかにより設けること。

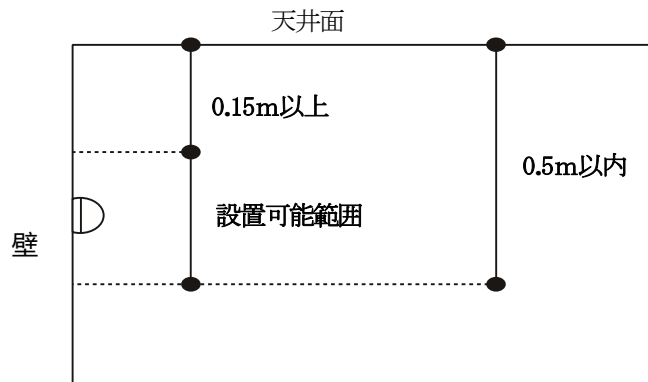
ア 壁又ははりから0.6m以上離れた天井の屋内に面する部分（第B4-11図参照）

イ 天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置にある壁の屋内に面する部分（第B4-12図参照）

第B4-11図



第B4-12図



※ 廊下等を除き、感知区域ごとにその種別及び取付け面の高さに応じて、規則第23条第4項第3号ロ及び第7号ホの表で定める面積で設けることに留意すること。

- 4 前、1から3のほか、各論第1、基準24を準用すること。

第6 地区音響装置

- 1 受信機を設置する場合は、地区音響装置を規則第24条第5号及び第5号の2の規定の例により設けること。ただし、次の場合は、地区音響装置を設けないことができる。

- ① 連動型警報機能付感知器であって、警戒区域が一つの場合で、受信機を設けない場合
- ② 次の規則第24条第5号の規定による場合。
 - ア P型2級受信機で接続することができる回線の数が一のもの。
 - イ P型3級受信機

ウ G P型2級受信機で接続することができる回線が一のもの。

エ G P型3級受信機を当該受信機を用いる自動火災報知設備の警戒区域に設ける場合

2 地区音響装置を令別表第1(2)項ニが存する防火対象物又はその部分が存する特定小規模施設の内部に設ける場合は、他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができる措置（任意の場所で65dB以上の音圧があること。）が講じられていること。ただし、暗騒音が65dB以上ある場合は、次のいずれかによる措置が講じられていること。

① 暗騒音より6dB以上強くなるように確保されていること。

② 地区音響装置の作動と連動して、地区音響装置以外の音が自動的に停止するものであること。

3 前、1から2のほか、各論第1、基準24を準用すること。

第7 発信機

受信機を設置する場合は、発信機を規則第24条第8号の2及び規則第24条の2第3号の規定の例により設けること。ただし、次の場合は、発信機を設けないことができる。

1 連動型警報機能付感知器であって、警戒区域が一つの場合で、受信機を設けない場合。

2 次の規則第24条第8号の2号の規定による場合。

① P型2級受信機で接続することができる回線が一のもの

② P型3級受信機

③ G P型2級受信機で接続することができる回線が一のもの

④ G P型3級受信機に設ける場合

3 前、1から2のほか、各論第1、基準24を準用すること。

第8 中継器

中継器は、規則第23条第9号、第24条第7号並びに第24条の2第1号ニ及び第3号の規定並びに各論第1、基準24第6の例によること。

第9 配線

配線は、規則第24条第1号（イを除く。）の規定の例及び各論第1、基準24を準用するほか、感知器又は発信機からはずれ、断線した場合には、受信機においてその旨が確認できるよう措置がされていること。また、連動型警報機能付感知器により、受信機の設置を要しない場合については、当該連動型警報機能付感知器自体に断線等があった場合に電源灯の消灯等により、断線等を確認できるように措置されていること。なお、従来どおり送り配線の方式でも構わないこと。

第10 電源、非常電源

1 常用電源は、次によること。

① 電池以外から供給される電力を用いる場合にあっては、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。ただし、当該電力が正常に供給されていることを確認できる場合は、当該電源を分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとることができること。

② 蓄電池又は交流低圧屋内幹線から電力を用いない場合にあっては、一次電池を用いること。この場合、一次電池を電源とする連動型警報機能付感知器が有効に作動できる電圧の下限値となった場合には、当該連動型警報機能付感知器を交換するか、又は、電池を交換すること。

2 非常電源は、規則第24条第4号の規定の例によること。ただし、前記、第4・4により受信機を設けない場合は、次のいずれかによる電池を非常電源とすることができる。

- ① 連動型警報機能付感知器の電源に電池を用いる場合において、当該電池の電圧が連動型警報機能付感知器を有効に作動できる電圧の下限值となった旨を72時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又は音響により伝達した後、当該連動型警報機能付感知器を1分間以上有効に作動することができるものであること。
- ② 連動型警報機能付感知器の電源が電池以外から供給される電力を用いるものである場合において、当該電源が停電した後、連動型警報機能付感知器を10分間以上有効に作動することができる容量の電池が設けられているものであること。ただし、電源が停電した時、自動的に電源から非常電源に切り替えられ、かつ、電源が復旧した時、自動的に非常電源から電源に切り替えられるときに限るものであること。

3 前、1から2のほか、各論第1、基準24を準用すること。

第11 消防機関へ通報する火災報知設備との連動

- 1 無線式の感知器及び受信機又は無線式の連動型警報機能付感知器によるものについては、火災移報用アダプタは、感知器を連動等させることができる最大設置個数に含まれるため留意すること。